

# 監査報告書

平成18年8月31日

独立行政法人 日本貿易保険

理事長 今野 秀洋 殿

独立行政法人 日本貿易保険

監事（常勤） 大木 勝雄



独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、平成17年度における独立行政法人日本貿易保険の事業報告書、財務諸表等について監査を実施いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法の概要

監事は、独立行政法人日本貿易保険監査規則（2001年4月1日、01一般22号）に従い、役員会、営業推進会議等の重要会議に出席するほか、主要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査するとともに、必要に応じ役職員からの説明を受けました。また、会計監査人から会計に係わる報告、説明を受け、業務報告書、財務諸表及び決算報告書の内容の確認・検討を行いました。

## 2. 監査の結果

- (1) 業務の執行は、適法に行われているものと認めます。
- (2) 会計監査人中央青山監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類及び付属明細書）は、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、適正に表示しているものと認めます。
- (4) 業務報告書は、当該独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 決算報告書は、当該独立行政法人の予算の区分に従って決算の状況を正しく表示しているものと認めます。

以上